

山崎谷1号地外山腹工事入札説明書

奈良森林管理事務所の平成30年度、山崎谷1号地外山腹工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成30年5月9日
2. 分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 坪木 直文
3. 工事概要
 - (1) 工事名 山崎谷1号地外山腹工事(電子入札対象案件)
 - (2) 工事場所 奈良県吉野郡十津川村山崎
 - (3) 工事内容 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。
 - (4) 工期 契約締結日の翌日から平成31年3月15日まで
なお、週休2日を達成できないことを事由に工期を減じることはしない。
 - (5) 使用する主要な資機材 別冊工事内訳明細書のとおり。
 - (6) 支障木の有無 無
 - (7) 本工事は、週休2日を促進する試行工事(受注者希望型)である。(原則、4週6休以上の現場閉所とする)
 - ア 週休2日の取組とは、下記の対象期間において休工対象日数以上の現場休工を実施することであり、現場事務所での事務作業を含め作業を実施しない現場内の完全閉所(以下、「現場閉所」という。)とする。
 - イ 本工事は、受注者の希望により「週休2日」を実施することができる工事であり、実施について施工計画書を提出する前に監督職員と協議するものとする。
 - ウ 週休2日を促進する対象期間は着手日から完了日までとする。
週休2日とは、原則、週に2日の現場閉所とするが、4週6休以上(1ヶ月の内、土曜・日曜に限らず現場閉所)でもよいものとする。
なお、雨天時等で現場閉所している日や祝祭日を含むものとするが、年末年始(6日間)及び夏季休暇(3日間)は除くものとする。
また、工場製作のみの期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間等であって、発注者又は監督職員が認められた期間についても除くものとする。
 - エ 対象期間を通し週休2日(4週6休以上)を実施した場合には、精算時に以下の区分に応じて、補正を行うとともに、工事成績評定において加点評価する。
なお、実施できなかったことを理由に減点措置のペナルティーは行わない。
補正係数

区分	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05
 - オ 受注者は、上記イの協議が整った場合には、特記仕様書の定めに従い、標示板への掲載、週休2日の取得計画及び取得実績の報告、アンケートの提出を行うものとする。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式による工事である。

(10) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所(相互の間隔が10km程度)において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

(11) その他

① 本工事は、入札に係る競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)及び技術提案書の提出、入札等は、電子入札システムで行う。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

受付窓口 〒630-8035 奈良県奈良市赤膚町1143-20

奈良森林管理事務所 総務グループ

電話 0742-53-1500

受付時間：9時00分から17時00分(12時から13時までを除く。)

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は除く。

② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格

競争参加資格については、以下の(1)から(13)までの条件を全て満たすこと。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 近畿中国森林管理局における平成29・30年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事A,B,C等級」の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡し完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。)

同種工事： 治山事業における溪間工事又は山腹工事

なお、同種工事の施工実績が平成17年10月1日以降に完成した森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)の発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績評定表の評定点(以下「工事成績評定点」という。)が65点未満のものは、実績として認められない。

共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

(5) 6の(4)のア)に求める簡易な施工計画が適正であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)及び、工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

① 1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

ア 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者。

ウ 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(森林土木)の資格を有する者。

② 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に完成・引渡し完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。ただし、共同企業体にあつては、1人の主任技術者又は監理技術者が上記の同種工事の施工経験を有していればよい。

なお、当該施工経験が森林管理局長等が発注した工事に係る施工経験である場合、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

- ③ 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項が適用できるものとする。

なお、この場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

- ④ 監理技術者が必要になる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
- ⑤ 入札に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請書提出日以前において3ヶ月以上)があること。
- ⑥ 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないこと。

- (7) 申請書、確認資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 森林管理局長等が発注した工事のうち、平成28年度及び平成29年度に完成・引渡しした工事の実績がある場合においては、工事成績評定点の平均が65点以上であること。

- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (11) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、奈良県内又は、大阪府内、京都府内、三重県内、和歌山県内に所在すること。

また、共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (13) 以下に定める届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

- (14) (2)の競争参加資格を有していない者であっても、競争参加資格の確認申請を行うことができる。
この場合、(1)及び(3)から(13)までの事項を全て満たしているときは、開札の時に(2)の事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。
ただし、開札の時に(2)の事項を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4の(9)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
株式会社 森林テクニクス 大阪支店
- (2) 上記4の(9)の「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。
なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。
ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

- ① 提出期間：平成30年5月10日から平成30年5月23日まで。
休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 提出方法：
技術提案書等(ファイル形式は③による。)は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに添付して提出すること。
「申請書」(様式1)、「確認資料」(様式2、3及び添付資料)及び「技術提案書」(様式3、4、5、6、7-1、8及び添付資料)は、契約書の写し等の添付資料を本文の様式に貼り付け、申請書と確認資料を合わせたファイルと技術提案書のファイルにそれぞれまとめて提出するか、申請書及び確認資料の様式と添付資料を合わせて1つの圧縮ファイルに、技術提案書の様式と添付資料を合わせて1つのファイルにそれぞれまとめて提出すること。
ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、下記のアからエの内容を記載した書面(様式は自由)を電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに貼り付け、技術提案書等は、下記オ記載の提出場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)すること。
なお、電子入札システムとの分割提出は認めない。
ア 持参又は郵送で提出する旨の表示
イ 持参又は郵送で提出する書類の目録
ウ 持参又は郵送で提出する書類のページ数
エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
オ 提出場所
(A) 申請書及び確認資料(様式1から3及び添付資料)
送付先：上記3の(11)の①と同じ
(B) 技術提案書(様式3から8まで及び添付資料)
送付先：〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号
近畿中国森林管理局 経理課
電話 06-6881-3479
- ③ ファイル形式：
電子入札システムにより提出する技術提案書等のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。
・一太郎(一太郎2015又はPro3以下)
・Microsoft Word(Word2013形式以下)

- ・Microsoft Excel(Excel2013形式以下)
- ・その他のアプリケーションPDFファイル(Adobe Acrobat DC以下)
- ・画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・圧縮ファイルLZH形式

【紙入札方式による提出の場合】

- ① 提出期間：平成30年5月10日から平成30年5月23日まで。
休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)とする。
 - ② 提出場所：
 - ア 申請書及び確認資料(様式1から3及び添付資料)
送付先：上記3の(11)の①と同じ
 - イ 技術提案書(様式3から8まで及び添付資料)
送付先：〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号
近畿中国森林管理局 経理課
電話 06-6881-3479
 - ③ 返信用封筒：
競争参加資格の有無を通知する返信用封筒(長3号)を、申請書及び確認資料と併せて②のアに提出すること。返信用封筒には、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円分)の切手を貼付すること。
- (2) 申請書は、様式1により作成すること。
- (3) 確認資料は、次に従い作成すること。
提出書類は、申請書(様式1)を表紙として、以下、様式2、様式3及び添付資料を全てまとめ、一連の通し番号を付して提出すること。
通し番号は、次の例により表示すること。

表示例：提出書類の総枚数(添付資料を含む。)が15枚の場合
様式1を「1/15」とし、以下、2/15、3/15・・・14/15、15/15

- ① 施工実績(様式2)
上記4の(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を様式2に1件記載すること。
同種工事の要件が複数(例：「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、実績を記載すること(一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種工事の実績等と見なさないので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)
- ② 配置予定の技術者(様式3)
上記4の(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を様式3に記載することとし、他工事の従事状況においては、国・府県・市町村・民間の別、専任又は非専任の別にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。その場合、審査については、候補技術者のうち資格・実績等の評価が最も低い者について評価する。
また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合、他の工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術提案書等の取り下げ又は入札辞退を行うこと。技術提案書等を電子入札システムにより提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。
他工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。
同種工事の施工経験については、要件が複数(例：「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、施工経験を記載すること(一方の要件に係る施工経験のみ記載の場合は同種工事の施工経験等と見なさないので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)
- ③ 契約書の写し等(添付資料)
様式2の施工実績においては、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」(以下「CORINS」という。)に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①及び②が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

様式3の配置予定技術者の工事経験については、①施工経験として記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事が確認できる書類の写し、③配置予定技術者が同種工事に従事したことが確認できる書類の写し(施工計画書等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。なお、当該工事がCORINSに登録されており、その登録内容から①、②及び③を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①、②及び③が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

なお、様式2の施工実績、様式3の配置予定技術者の施工経験に記載した同種工事が、平成17年10月1日以降に完成、引渡しされた森林管理局長等の発注した工事の場合は工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、様式2の施工実績と様式3の配置予定技術者の施工経験に記載した同種工事が同一工事の場合は、一方の資料の添付を省略できる。

また、様式3には、配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写し、申請者が直接雇用していることが確認できる書類(健康保険証の写し等)及び本店・営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認出来る資料(建設業許可申請の際に提出している「専任技術者一覧表」、「専任技術者証明書(変更届を含む。)」の写し等)を添付すること。

必要書類が添付されていないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写し等)を添付すること。

⑤ 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出(届出の義務がない者を除く。)をしていることが確認できる総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定するもので、申請日直近のものをいう。)の写し等を添付すること。

(4) 技術提案書については、次に従い作成すること。

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、「簡易な施工計画」以外の事項については該当がない場合は記載は必要ない。

提出書類は表紙(様式4)を1頁とし、通し番号を付するとともに全頁数を表示して提出すること(全頁数が15頁のときは「1/15」から「15/15」と表示。)

提出書類は、様式4を表紙として、以下、様式5、様式6、様式7-1、様式8及び添付資料を全てまとめ、一連の通し番号を付して提出すること。

通し番号は、次の例により表示すること。

表示例：提出書類の総枚数(添付資料を含む。)が20枚の場合

様式4を「1/20」とし、以下、2/20、3/20・・・19/20、20/20

記載事項	内容に関する留意事項
ア)簡易な施工計画	<p>(1)施工計画上の考慮事項に係わる技術的所見</p> <p>①工程表は、特に施工計画上の考慮事項(手順・作業期間等)の妥当性を判断するものであり、工事数量内訳明細書に沿って記載する。</p> <p>②上記①の工程表を作成するに当たって、現場条件への対応、安全対策等の工夫に係わる所見を記載する。</p> <p>③記載様式は、様式5。</p> <p>(2)施工上の課題に係わる技術的所見</p> <p>①当該工事における現場条件を踏まえ、施工上の課題として「簡易吹付法砕工の施工に関する技術的所見」を記載する。</p> <p>②記載様式は、様式6。</p>
イ)企業の施工実績	<p>(1)直轄工事成績</p> <p>①近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事で、過去2年間(平成28年度及び平成29年度)に元請として完成、引渡しした全ての工事について記載するとともに、記載した全ての工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>②記載様式は、様式7-1。</p> <p>(2)優良工事表彰</p> <p>①企業が、過去10年間(暦年。平成20年から平成29年の日付が記載されている表彰状)に優良工事表彰(農林水産大臣・林野庁長官・近畿中国森林管理局長表彰)を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。ただし、近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事に限る。(用紙の大きさはA4とする。)</p> <p>(3)近隣地域内工事の施工実績</p> <p>①過去5年間(平成25年度から平成29年度)に本工事の工事場所が所在する近隣地域内において元請として完成、引渡しした森林土木工事について、代表的な工事1件を記載する。</p> <p>②近隣地域内の施工実績の対象地は、8(4)の①に記載している。</p> <p>③ただし、近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。</p>

	<p>④ 記載様式は、様式8。なお、同様式の注書きを確認し、必要な資料等を添付すること。</p> <p>(4)ISO(国際標準規格)の認証取得 ISO 9001(品質)、ISO 14001(環境)の認証を取得している場合は、その写しを添付すること。(用紙の大きさはA4)</p>
<p>ウ)配置予定技術者の能力</p>	<p>(1)配置予定技術者の状況</p> <p>① 6の(3)の②の配置予定の技術者の作成要領により作成し提出すること。</p> <p>② 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。</p> <p>③ 配置予定技術者が直接雇用されていることが確認できる資料を添付すること。</p> <p>④ 本店・営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認できる資料を添付すること。</p> <p>⑤ 記載様式は、様式3。なお、同様式の注書きを確認し、必要な資料等を添付すること。</p> <p>(2)継続教育の学習実績 主任技術者又は監理技術者として配置を予定している者の継続学習制度(CPD)における平成29年度(2017/4/1から2018/3/31)の取得ポイントについて、その実施記録証明書(CPD運営機関発行の書面)の写しを添付すること。(用紙の大きさはA4)</p> <p>(3)技術提案書等提出時に主任技術者又は監理技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格・実績等の評価が最も低い者により評価する。</p>
<p>エ)企業の信頼性・地域への貢献</p>	<p>(1)本店、支店又は営業所の所在 本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写し等。)を添付すること。</p> <p>(2)災害時における活動実績 企業が、過去2年間(平成28年度及び平成29年度)に近畿中国森林管理局及び近畿中国森林管理局管内の行政機関と国有林・民有林についての情報収集、応急復旧等に関する協定を締結し、又は協定を締結している団体に所属し、かつ、協定に基づく活動を行った場合は、協定(申請日直近の協定を締結している団体に所属していることを証明する書面を含む。)の写し及び活動実績を証明する書面(報告書、証明書等の写し。)を添付すること。(用紙の大きさはA4)</p> <p>(3)国土緑化活動に対する取組</p> <p>① 企業が、過去2年間(平成28年度及び平成29年度)に近畿中国森林管理局管内の国有林又は民有林をフィールドとして国土緑化活動(森林の造成・育成に関する活動)を行った場合は、活動実績を証明する書面を添付すること。(用紙の大きさはA4)</p> <p>② 企業が国土緑化活動に関する契約・協定を締結(契約・協定を締結している団体に所属している場合を含む。)している場合は、「活動実績を証明する書面」として、当該契約書又は協定書(申請日直近の契約・協定を締結している団体に所属していることを証明する書面を含む。)の写しを添付すること。(用紙の大きさはA4)</p> <p>(4)ボランティア活動の実績</p> <p>① 企業が、過去2年間(平成28年度及び平成29年度)に近畿中国森林管理局管内の国有林又は民有林をフィールドとしてボランティア活動(森林内の清掃、林道刈払い、側溝の清掃等)を行った場合は、活動実績を証明する書面を添付すること。(用紙の大きさはA4)</p> <p>② 「ボランティア活動の実績」は、上記(2)及び(3)の実績との重複評価は行わない。</p>

- ① 簡易な施工計画が記載されていない場合は、競争参加資格がないものとする。
- ② 簡易な施工計画に記載する内容が適正であると認められることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。
また、技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。
- ③ イ)の施工実績には、契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)及び工事内容(森林土木工事)が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で、工種、数量等が確認できる部分)を添付すること。
なお、CORINSIに登録されている森林土木工事を施工実績とする場合については、登録内容確認書(工事実績)の写し(上記が確認できる部分のみでよい。)をもって契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

- (5) 確認資料及び技術提案書作成説明会原則として実施しない。

- (6) 技術提案書に関する審査及び評価
技術提案書の審査及び評価並びに施工体制の確保状況の審査及び評価は、近畿中国森林管理局の技術審査会において行う。
- (7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムによる申請者には電子入札システムで、紙入札方式の申請者には書面で、競争参加資格の有無について平成30年5月30日までに通知する。
なお、競争参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (8) 施工体制確認のためのヒアリング
施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかに実施する。
なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
- ① ヒアリング日時：平成30年6月22日
② ヒアリング場所：〒530-0042
大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号
近畿中国森林管理局
- ③ 資料の提出：
入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対し、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は、別紙「施工体制確認型総合評価落札方式について」のとおりとし、その追加資料の提出は、次に示す期日までに行うものとする。提出後の追加資料の修正及び再提出は認めない。
なお、予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、下記10の(3)の開札後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。その際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記10の(3)の開札後、追加資料の提出を行わない旨を記載した書面(様式は自由)を提出するものとする。
ア 提出期限：平成30年6月19日
イ 提出場所：上記3の(11)の①と同じ
ウ 提出方法：原則として持参とする。
- ④ その他：
施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は、配置予定技術者のうちの1名とする。複数人の技術者を配置予定技術者の候補とした場合は、様式3のヒアリング対象者欄へヒアリングの対象者として予定する配置予定技術者(1名)に注書に基づいて明示すること。
なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者(複数人を候補技術者としている場合は、様式3に明示した者。)を必ず含め、追加資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。追加資料の提出がない場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。
- (9) その他
① 技術提案書及び追加資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
② 分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書及び追加資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③ 提出された技術提案書及び追加資料は、返却しない。
④ 提出期限以降における技術提案書及び追加資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして、分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：平成30年6月8日17時00分まで。
ただし、上記期限内の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
- ② 提出場所：上記3の(11)の①と同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成30年6月13日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
- ① 閲覧期間：平成30年6月14日から平成30年6月18日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
 - ② 閲覧場所：(1)の②に同じ。
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式は自由)により再苦情を申し立てることができる。
- ① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内
 - ② 提出場所：(1)の②に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。
- (5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。
- ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
 - ② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

8. 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 上記6の(4)に基づいて提出された技術提案書に示された内容、実績等により最大30点の加算点を与える。なお、施工体制の評価を踏まえ施工体制確認前の技術提案の加算点に施工体制評価点の得点割合を乗じて加算点を補正する場合がある。
- ③ 提出された技術提案書、6の(8)のヒアリング、追加資料等により確認された施工体制の確保状況に応じて、最大30点の施工体制評価点を与える。
- ④ 与えられた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を該当入札者の入札価格で除して算出した「評価値」をもって行う。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div (\text{入札価格}) \}$$

(2) 評価項目及び評価指標

- ① 評価項目及び各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。
 - ア 簡易な施工計画に関する事項
簡易な施工計画の妥当性・適切性により評価
 - イ 企業の施工実績に関する事項
工事成績、優良工事表彰、ISOの認証取得等により評価
 - ウ 配置予定技術者の能力に関する事項
保有資格、同種工事の施工経験、工事成績、継続教育等により評価
 - エ 企業の信頼性・地域への貢献に関する事項
不誠実な行為の有無、地域内の拠点の有無、ボランティア活動の実績等により評価
 - オ 施工体制の確保に関する事項
品質確保の実効性、施工体制確保の確実性に関し、施工体制構築の方法とそれが施工内容の実現確実性の向上につながるかにより評価
- ② 技術提案書について、①のアからエまでの評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を加算点とする。
また、技術提案書、6の(8)のヒアリング、追加資料等に基づき、①のオの評価項目ごとに施工体制の確保状況を審査し、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を施工体制評価点とする。

(3) 入札の評価に関する基準

- ① 加算点付与の考え方は以下のとおりとする。
 - ア 簡易な施工計画に関する事項

提出された工程表及び技術的所見の記載内容について、工期設定の適切性、工事の実施手順の妥当性、現場条件への対応、安全対策等の工夫、課題への対応の現場条件を踏まえた的確性、優位な工夫等を評価する。また、簡易な施工計画は、発注者が示す仕様に基づく施工における技術的所見を求めるものであり、当該仕様を超える対策は求めていない。なお、当該仕様を超える対策を提案し、採用された場合は請負者の負担とする。

イ 企業の施工実績に関する事項

近畿中国森林管理局発注の森林土木工事における過去2年間(平成28年度及び平成29年度)の工事成績評定点の平均点、過去2年間(平成28年度及び平成29年度)の低入札価格調査対象工事の有無及び工事成績評定点、近畿中国森林管理局発注の森林土木工事における過去10年間(暦年)の優良工事表彰の実績の有無、近隣地域内での施工実績の有無及びISO(国際標準規格)の認証取得状況により評価する。

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項

同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験の有無、継続教育履修実績の状況及び配置予定技術者の保有する資格により評価する。

エ 企業の信頼性・地域への貢献に関する事項

過去2年間(平成28年度及び平成29年度)における不誠実な行為(指名停止等)の有無、企業の本店・支店又は営業所の所在の有無、災害時における活動実績、国土緑化活動に対する取組実績及びボランティア活動の実績の有無により評価する。

② 施工体制評価点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	15	15 (最高点)
	工事の品質確保に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	15	15 (最高点)
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

(4) 評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
簡易な施工計画	施工計画上の考慮事項(実施手順等)の妥当性	0 から 6点
	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	0 から 6点
	小 計(最高点)	12点
企業の施工実績	過去2年間の工事成績評定点の平均点	0 から 5点
	過去2年間の低入札価格調査対象工事の有無及び工事成績評定点	0 から 3点
	過去10年間(暦年)の表彰の有無	0 から 3点
	近隣地域内における施工実績の有無	0 から 1点
	ISO(国際標準規格)の認証取得状況	0 から 2点
	小 計(最高点)	14点
配置予定技術者の能力	過去15年間の同種工事の施工経験の有無	0 から 3点
	過去1年間の継続教育(CPD)の履修実績の状況	0 から 3点
	技術者の保有する資格	0 から 1点
	小 計(最高点)	7点
企業の信頼性・地域への貢献	過去2年間の不誠実な行為(指名停止等)の有無	-2 から 0点
	本店、支店又は営業所の所在の有無	0 から 1点
	過去2年間の災害時における活動実績	0 から 2点
	過去2年間の国土緑化活動に対する取組実績	0 から 1点
	過去2年間のボランティア活動の実績	0 から 1点
	小 計(最高点)	5点
計		38点

① 「企業の施工実績」の「近隣地域内における施工実績」の対象地域は、奈良県吉野郡十津川村とする。

② 過去2年間の実績が無い業者については、『65』点の見なし点数とする。

③ 配置予定技術者の候補者が複数人の場合は、資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。

- ④ 「加算点」の算出方法は、評価項目(簡易な施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の信頼性・地域への貢献)について評価した結果、得られた「評価点」の合計点を「加算点」として与える。
ただし、「評価点」の合計が30点を超えることから、得られた評価点に30/38を乗じた数値を加算点として与える。
- ⑤ 過去1年間あるいは過去2年間等過去○年間とは、別に記載がない限り年度単位とする。

(5) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次のア及びイの条件を満たした者の内、8(1)④により算出した「評価値」が、最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。
ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。
- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- ③ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17に示すとおり予決令第86条の調査を行うこととし、調査の対象となる者は、これに協力しなければならない。

(6) 評価内容の担保

- ① 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。
- ② 工事の検査において、入札時に提示された技術提案の内容を全て満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、完成後においても引き続き存続するものとする。
- ③ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、林野庁工事成績評定要領に基づき、履行されなかった技術提案1提案当たり3点を工事成績評定点から減ずるものとする。
- ④ 入札時に提示された技術提案の実施を担保するため、契約書に当該技術提案書を添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付すものとする。
- ⑤ 受注者は、技術提案内容の履行状況が確認できるよう、通常の工事写真とは別に、技術提案内容の実行写真をまとめた工事写真を提出すること。
- ⑥ 施工中、受注者の責によることなく、技術提案内容を変更しなければならない状況が生じて、発注者が正当な理由があると認めた場合に限り、技術提案内容の変更を認めるものとする。

9. 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
- ① 受領期間：平成30年5月10日から平成30年6月5日まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
- ② 提出場所：上記3の(11)の①と同じ
- ③ 提出方法：書面の持参又は郵送(書留郵便に限る。)(締切日必着)による。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により回答する。また、質問及び回答書の内容を次のとおり閲覧にも供するとともに近畿中国森林管理局ホームページに随時掲載する方法により公表する。
- ① 閲覧期間：入札公告の翌日から開札日前日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
- ② 閲覧場所：(1)の②に同じ。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の開始は、平成30年6月11日9時00分、締め切りは、平成30年6月14日13時30分。
- (2) 紙入札方式による入札の場合は、(3)の開札日に入札書を持参し、奈良森林管理事務所会議室において平成30年6月14日13時30分に入札すること。

- (3) 開札は、平成30年6月14日14時00分に奈良森林管理事務所会議室において行う。
- (4) 紙入札方式による入札の場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。なお、代理人が入札する場合は、委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

11. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
ただし、分任支出負担行為担当官の判断により、3回目以降の入札を行う場合がある。
- (4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。
 - ① 利付き国債の提供
 - ② 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。
工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は発注者名及び工事名とともに、工種、数量、単価、金額等を必ず記載すること。
 - ① 電子入札方式の場合
 - ア 提出方法
工事費内訳書を上記6の(1)の③に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイル容量が3MBを超える場合には、次のイにより提出すること。
 - イ 郵送について
工事費内訳書のファイル容量が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記(A)から(D)の内容を記載した書面（様式は自由）を作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。
 - (A) 郵送等する旨の表示
 - (B) 郵送等する書類の目録
 - (C) 郵送等する書類のページ数
 - (D) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号郵送の場合の提出先は上記3の(11)の①に同じ。
 - ウ ファイル形式
電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は、上記6の(1)の③に示したファイル形式で作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付するものとする。
 - ② 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 施工体制確認型総合評価落札方式では、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは入札を無効とする。
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。また、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。)を行った工事費内訳書を提出すること。分任支出負担行為担当官は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、当該工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

工事費内訳書を無効とするもの

- ① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)
 - ア 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 工事費内訳書とは無関係な書類である場合
 - ウ 他の工事費内訳書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 工事費内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムによる提出の場合は除く)
 - カ 工事費内訳書が特定できない場合
 - キ 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
- ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - ア 内訳の記載が全くない場合
 - イ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - ア 他の工事費内訳書が添付されていた場合
- ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - ア 発注者名に誤りがある場合
 - イ 工事名に誤りがある場合
 - ウ 提出業者名に誤りがある場合
 - エ 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
- ⑤ その他未提出又は不備がある場合

14. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、農林水産省電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

15. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び入札者注意書(原則、現場説明書は電子入札システムの本件工事に係るページ、入札説明書は近畿中国森林管理局ホームページの「一般競争入札一覧」内の本件工事のページ、入札者注意書は近畿中国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」>「入札情報」>「各種様式・約款」のページからそれぞれダウンロードすることにより交付)において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
また、施工体制の審査・評価に関するヒアリングに応じない者(当該ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む。)及び該当ヒアリングの実施に当たって、求められた追加資料の提出を期限までに行わない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。ただし、天災・事故・病気など特別な事情を理由に、ヒアリングに応じなかった場合又は追加資料を提出しなかった場合を除く。
- (2) 当該事業の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行なった者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
 - ① 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ② 自身又は特定の事業者が入札に参加が可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。

- ③ 非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額又は予決令第85条に基づく調査基準価格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ④ 非公開又は公開前における総合評価落札方式における技術点を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ⑤ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ⑥ 入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ⑦ 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、その内容について助言や確認、修正を要求する行為。
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すことができるものとする。
- (4) 上記(1)から(3)に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は国有林野事業工事請負契約約款第46条第1項第10号を適用し契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しない又は解除することがある。

なお、実際の工事に当たって受注者は、工事の継続性等に支障がないと認められる場合において下記のいずれかに該当する場合、発注者との協議により、配置の主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。
いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

17. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式により評価した結果、調査基準価格以下での応札者の評価値が最も高く、契約相手方としての候補者となった場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から追加資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次に掲げる①～④の額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.0を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.0を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (2) 低入札価格調査又は特別重点調査を受けた契約相手方が近畿中国森林管理局管内で平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間に完成した工事に関して、65点未満の工事成績評定点を通知された企業の場合は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に上記4の(6)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

18. 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成30年6月28日 17時00分まで。

ただし、上記期限内の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)

- ② 提出場所：上記3の(11)の①と同じ

- ③ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成30年7月5日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
 - ① 閲覧期間：平成30年7月5日から平成30年7月9日までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
 - ② 閲覧場所：(1)の②に同じ。
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式は自由)により再苦情を申し立てることができる。
 - ① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内
 - ② 提出場所：(1)の②に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。
- (5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。
 - ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
 - ② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

19. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとし、落札決定の日から起算して7日を目安として契約を締結するものとする。

20. 支払条件

(1) 前金払：有

(2) 中間前金払及び部分払：有(落札者の選択事項であり選択するものとする。)

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読替えるものとする。

また、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読替えるものとする。

21. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3の(11)の①と同じ。

22. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書等及び6の(8)の追加資料に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記6の(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
なお、建設業者は、建設業法上、その営業所ごとに専任の技術者を置くことになっており工事の主任技術者等は原則兼務できないことに留意すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日等を除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引」を参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システムの操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】
農林水産省電子入札ヘルプデスク
受付時間：土日、祝日及び年末年始を除く、9時から16時(12時から13時までを除く。)

電話:048-254-6031
FAX:048-254-6041
e-mail:help@maff-ebic.go.jp

- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (9) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等について
工事の施工のために請負契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。
ただし、受注者は、次の①又は②に掲げる下請負人の区分に応じて、それぞれに掲げる要件に該当する場合は、下請負人とすることができる。
- ① 受注者と直接下請負契約を締結する下請負人
次のいずれにも該当する場合
イ 当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者の指定する期間内に当該保険等未加入建設業者が4の(13)の①から③に掲げる届出をし、当該事項を確認することのできる書類(以下「確認書類」をいう。)を、受注者が発注者に提出した場合
- ② ①に掲げる下請負人以外の下請負人
次のいずれかに該当する場合
イ 当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当な理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (10) 下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合において違約罰に該当する要件並びにその額について
受注者は、次の①又は②に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、次の①又は②に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- ① 社会保険等未加入建設業者が前(9)の①に掲げる下請負人である場合において、同①のイに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同①のロに定める期間内に確認資料を提出しなかったとき
受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- ② 社会保険等未加入建設業者が前(9)の②に掲げる下請負人である場合において、同②のイに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同②のロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
- (11) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
- (12) 森林整備保全事業工事標準仕様書及び国有林野事業工事請負契約約款については、当局ホームページを参照すること。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、入札書の提出をもって誓約します。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
奈良森林管理事務所長 殿

住 所
商号又は名
代表者氏名 (印)
FAX番号

平成 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、入札公告の2(3)、(9)、(10)及び(12)の条件を満たすこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の2(4)に定める同種工事の施工実績を記載した書面(様式2及び添付資料)
- 2 入札公告の2(6)に定める配置予定の技術者の状況等を記載した書面(様式3及び添付資料)
- 3 入札公告の2(6)④に定める本店、営業所等の専任技術者の氏名が確認できる資料
- 4 入札公告の2(8)に定める工事成績評定通知書(該当する場合のみ)の写し
- 5 入札公告の2(11)に定める本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料
- 6 入札公告の2(13)に定める届出が確認できる資料

- (備考)
- 1 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。
 - 2 承諾を得て紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手(392円)を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出すること。
 - 3 代表者氏名欄の「印」については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

〇／〇

様式3 配置予定の技術者の状況 会社名

項目	氏名	(主任技術者名)	(監理技術者名)	会社名
最終学歴		〇〇大学〇〇学科	年卒業	
土木工事に関する実務経験年数		年		
法令による資格		一、二級土木施工管理技士 一、二級建築機械施工技士 技術士(森林土木) 林業技士(森林土木部門)等 (取得年月日、登録番号)		
工事経験の概要	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所	(府県名・市町村名)		
	契 約 金 額			
	工 期	平成 年 月から平成 年 月		
	従 事 役 職	現場代理人・監理(主任)技術者		
	工 事 内 容 (工 種)			
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体(出資比率)		
	CORINS 登 録 の 有 無	有(CORINS登録番号)・無		
	工 事 名			
申請時における工事の状況	発 注 機 関 名			
	工 期	平成 年 月から平成 年 月		
	従 事 役 職	現場代理人・監理(主任)技術者		
	本工事と重複する場合の対応措置	例)本工事に着手する前の 月 日から 後片付け開始予定のため本工事に従事可能		
	CORINS 登 録 の 有 無	有(CORINS登録番号)・無		
	ヒアリング対象者	〇		
	本店・営業所の専任技術者	専任技術者 △ △ △ △		

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 申請時における他の工事の状況には、申請時に従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の対応措置等を記入すること。なお、配置予定技術者を記載できる。
- 工事経験の概要については、平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に完成・引渡しが完了した同種工事の施工経歴を有する代表的な1件を記入する。
- ただし、同種工事の要件が複数(例：林道の新設工事(林道規格2級以上)及び「引山事業(梁間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、施工経歴を記載すること(一方の要件に係る施工経歴のみ記載の場合には同種工事の施工経歴等と見なさない)で注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。(配置予定技術者の施工経歴として記載した工事に係る契約書の写し、(イ)同種工事が同種工事に従事したことと確認できる書類の写し(施工計画等)を添付すること。なお、当該工事がCORINSに登録されており、その登録内容から上記(ア)、(イ)及び(ウ)を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(ア) (社印部分を除く。)、(イ)及び(ウ)が確認できる部分のみでよい。)を契約書の添付に代え、施工証明とすることができ。
- 森林管理局長等が発注した同種工事で、平成17年10月1日以後に完成・引渡しが完了した工事については、工事成績評価通知書の写しを添付すること。ただし工事成績評価点が65点以上のものに限る。
- 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。
- 被験人を被験技術者としている場合は、施工体制確認のため行うヒアリングの対象となる技術者の「ヒアリング対象者」欄に「〇」を記入すること。
- 建設業法第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認出来る資料を添付すること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 (印)

技術提案書の提出について

平成 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇〇工事について、下記の技術提案書を提出いたします。
なお、技術提案書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 簡易な施工計画
 - (1) 施工計画上の考慮事項に係わる技術的所見(様式5)
 - (2) 施工上の課題に係わる技術的所見(様式6)
- 2 企業の施工実績
 - (1) 過去2年間の管内の直轄工事成績(様式7-1及び添付資料)
 - (2) 過去10年間の直轄工事優良工事表彰(該当する場合は表彰状の写し)
 - (3) 過去5年間の近隣地域内での森林土木工事の施工実績(様式8及び添付資料)
 - (4) ISO(国際標準規格)の認証(認証証書の写し)
- 3 配置予定技術者の能力
 - (1) 配置予定の技術者の状況(様式3及び添付資料)
 - (2) 本店、営業所等の専任技術者の氏名が確認できる資料
 - (3) 継続教育の学習実績(前年度(4.1から3.31)の実績記録証明書の写し)
- 4 企業の信頼性・地域への貢献
 - (1) 本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料
 - (2) 過去2年間の災害時等における活動(協定書の写し、活動実績を証明する書面の写し)
 - (3) 過去2年間の国土緑化活動(活動実績を証明する書面の写し)
 - (4) 過去2年間のボランティア活動(活動実績を証明する書面の写し)

- 注1: 資料の容量が3MBを超える場合又は発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、押印するものとする。なお、郵送の場合は、書留郵便に限る。
- 2: 2から4については、該当する場合にのみ作成、添付するものとする。
 - 3: 4の(2)及び(3)は、証明書の欄外に「国土緑化活動」か「ボランティア活動」かを明示するものとする。

[○/○]

施工上の課題に係わる技術的所見
(工事名:)

会社名:〇〇(株)

◆ 施工上の課題	
----------	--

項 目	具体的な対策方法

[〇/〇]

過去2年間の管内の直轄工事成績

会社名:〇〇〇(株)

	工事名	発注機関名	受注形態	完成年度	評定点	低入札価格調査の 該当の有無
1	〇〇〇山腹工事	〇〇森林管理署	元請	20	82	該当
2						
3						
4						
5						
平均						

注1 近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事で、元請として平成28年度及び平成29年度に完成、引渡した全ての工事について、工事成績評定点等を記載するとともに、当該工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注2 調査基準価格を下回る価格で入札を行い、低入札価格調査を受けている場合は、「低入札価格調査の該当の有無」欄に「該当」と記載すること。

[〇/〇]

過去5年間の近隣地域内での森林土木工事の施工実績

会社名:〇〇〇(株)

工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(府県名、市町村名)
	契約金額	
	完成年度	
	受注形態等	単体/JV(出資比率)
工事の概要	工種	例) 治山ダム
	規模・寸法等	(例)H=6.0m L=24.0m V=800m ³
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号) 無

- 注1 入札説明書8の(4)の①に記載する近隣地域内において、過去5年間(平成25年度から平成29年度)に元請けとして、完成、引渡しを完了した森林土木工事について、代表的な1件を記載すること。
- 注2 CORINS登録「有」に○をした場合は、CORINS登録番号を記載すること。
- 注3 施工実績の証明には、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②工事内容(森林土木工事)が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①及び②が確認できる部分のみでよい)を契約書の添付に代え、施工証明とすることができる。
- 注4 近畿中国森林管理局所掌の工事においては、工事成績評定通知書の工事成績評定点が65点以上のものに限る。

[○/○]

様式3

配置予定の技術者の状況

会社名

項目	氏名	(主任技術者名)	(監理技術者名)	会社名
最終学歴		〇〇大学〇〇学科	卒業年	
土木工事に関する実務経験年数		年		
法令による資格		一、二級土木施工管理技士 一、二級建築機械施工技士 技術士(森林土木) 林業技士(森林土木部門)等 (取得年月日、登録番号)		
工事経験の概要	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(府県名・市町村名)		
	契約金額			
	工期	平成 年 月から平成 年 月		
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
	工事内容(工種)			
	受注形態	単体/共同企業体(出资比例)		
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)・無		
	工事名			
申請時における他の工事の状況	発注機関名			
	工期	平成 年 月から平成 年 月		
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
	本工事と重複する場合の対応措置	例)本工事に着手する前の 月 日から 後片付け開始予定のため本工事に従事可能		
CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)・無			
ヒアリング対象者		〇		
本店・営業所の専任技術者		専任技術者 △ △ △ △		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 申請時における他の工事の状況には、申請時に従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の対応措置等を記入すること。なお、配置予定技術者として職数の候補技術者を記載できる。
- 3 工事経験の概要については、平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に完成・引渡しが完了した同種工事の施工経験を有する体系的な1件を記入する。ただし、同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(深間工事又は腹間工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、施工経験を記載すること(一方の要件に係る施工経験の外記載の場合には同種工事の施工経験等と見なさないで注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい)。配置予定技術者の施工経験については、(ア)施工経験を記載すること。なお、当該工事がCORINSに登録されており、(イ)及び(ウ)を記載できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(ア) (社印部分を除く)、(イ)及び(ウ)が確認できる部分のみを、(イ)及び(ウ)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。
- 4 森林管理局長等が発注した同種工事で、平成17年10月1日以降に完成・引渡しが行った工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし工事成績評定点が65点以上のものに限る。
- 5 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。
- 6 複数人を候補技術者としている場合は、施工体前確認のため行うヒアリングの対象となる技術者の「ヒアリング対象者」欄に「〇」を記入すること。
- 7 建設業法第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認出来る資料を添付すること。